

【背景】放射性物質汚染対処特措法(除染、汚染廃棄物の処理等について規定)については、附則第5条において、法律の施行後3年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされている。平成27年1月をもって同法の本格施行から3年を経過したことを踏まえ、有識者から構成される「**放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会**」(座長:浅野直人福岡大学名誉教授)を設置し、除染及び汚染廃棄物の処理を始めとする同法の施行状況について点検を行い、その結果につき、検討会取りまとめとして平成27年9月30日に公表。

分野共通の主な指摘

○現行の枠組みの下で施策を前進させることに総力を挙げるのが重要。

特措法の基本的枠組みそのものは有効に機能しているところ、除染実施計画の終了の時期(平成29年3月)を目処に、改めて施策の進捗状況を点検した上で、必要な制度的手当等を行うべき。また、技術的・実務的課題については、別途の検討会を活用しつつ、個々に省令、ガイドライン等で速やかに対応すべき。

○国・自治体が共に強い当事者意識を持って今まで以上に連携・協力し合うべき。

住民に近い存在であり政策実施主体である自治体のアイデアを積極的に吸い上げ、取組の実施、理解の醸成をすべき。

○分野横断的事項について、環境省のみならず関係機関が連携して取り組むべき。

・研究開発や人材の育成等につき、政府を挙げて取り組むべき。 ・総合的な放射線教育等に政府全体として取り組むべき。

主な個別課題

除染

- ・除染(国直轄・市町村)の目標期間内での完了
- ・森林の放射性物質対策の方針
- ・フォローアップ除染の方向性
- ・水害等にも備えた仮置場等の適正管理

中間貯蔵

- ・長期的展望を持った政府一丸の取組の推進
- ・用地確保の組織体制強化等
- ・施設整備・輸送の安全性の確保
- ・できるだけ早い段階からの減容・再生利用等の推進

汚染廃棄物

- ・対策地域内廃棄物の着実な処理の実施
- ・福島県内の既存処分場活用の早期実現
- ・指定廃棄物に関する地元へのより丁寧な説明や地元との対話の実施
- ・指定廃棄物の指定解除手続整備
- ・水害等にも備えた仮置場等の適正管理
- ・特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に係る規制の合理化